

瑞雲サービス利用約款

第1条（適用）

1. ユーザーサイド株式会社（以下「当社」といいます。）は、サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）に従い Infrastructure as a Service 瑞雲（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスの提供を受ける者（以下「利用者」といいます。）は利用約款を遵守するものとします。本約款に同意することにより当社と利用者との間に成立する契約を、以下「本契約」といいます。
3. 当社が、利用の他に別途当社の指定する方法にて定める、「ご案内」または「サービスについて」等で規定する本サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。

第2条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 本サービス (Infrastructure as a Service)
当社が提供する、「Infrastructure as a Service (瑞雲)」。
※サービスの詳細は、「サービス仕様書」に記載のとおりです。
2. 利用者
当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続を完了した者。
3. 利用契約
本約款に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。
4. 利用者機器
本サービスを提供するにあたり、利用者が保有する電気通信端末その他の機器およびそれに組み込まれた、あるいはインストールされたソフトウェア。
5. 本サービス用設備
当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア等。
6. 本サービス用設備等
本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア等（当社が登録電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。）
7. 導入設定シート
本サービスの管理サーバの設定情報が記載される当社所定の書面。

8. 利用開始日

本サービスの利用登録完了後に当社から利用者に対し送付する「ご利用開始のご案内」に記載の日付

9. 利用期間

本サービスの利用期間は1年単位での契約となり、解約の申し出がない限り自動更新

10. 消費税相当額

消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方税の額。

11. 契約ID

利用者その他の者を識別するために用いられる符号。

第3条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条（本約款の変更）

1. 当社は本約款を随時変更することができるものとします。なお、本約款が変更された場合には、利用者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとし、提供条件（料金その他を含む。）は変更後の本約款に基づくものとします。
2. 利用約款の変更に際しては、当社は当該変更の対象となる利用者に対し、その内容を変更予定日の30日前までに告知します。告知は前条記載の方法で利用者へ通知し、当社のホームページに表示した時点より効力を生じるものとします。
※緊急を要する事象が発生した際には、告知なく変更する場合があります。
3. 変更後の約款は、以下の当社ホームページからダウンロードいただく運用となります。
4. 利用約款の変更日以降は、利用契約には、変更後の利用約款が適用されることとなります。

第5条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第6条（利用申込み・成立・開始）

1. 本サービス利用の申込みは、利用者が本約款に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

2. 利用契約は、前項の申込みに対し当社がこれを承諾することにより、成立するものとします。なお、利用者は当社が当該申込みを承諾しない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
3. 本サービスは、当社指定書類『ご利用開始のご案内』に記載された年月日よりサービス開始となります。
4. オプション追加は、本サービスの利用申込み時もしくは利用期間中の場合のみ申込みすることができるものとし、当社指定書類『ご利用開始のご案内』に記載された年月日より利用が可能とします。

第7条（利用者の登録情報の変更）

1. 利用者は、当社へ届け出ている住所、電話番号その他届出事項に変更があった時は、事前に当社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 前項の変更手続きが無かったこと、もしくは変更手続きの遅延により、利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第8条（本サービスの中途解約・解約）

1. 本サービスは、1日単位での解約はできないものとします。
2. 製品販売事業者またはサービス提供事業者等の都合により大幅な価格変動が発生した場合、利用期間満了前に変更後の金額の提示、提示後の途中解約を別途両社協議の上決定致します。
3. 利用者は、解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を解約希望の2カ月前までに当社に通知するものとします。この場合、当社が当該通知を受領した日の属する月の翌々月末日に解約があったものとします。（以下、解約が完了した日を「解約日」といいます。）
4. 当社は解約日をもって契約IDの利用停止の処置をとるものとします。
5. 当社は解約日をもって対象契約IDが保持するデータを全て削除するものとします。
6. 本条による解約の場合、解約日において発生する利用料金その他債務に履行は第17条（利用料金の支払い義務等）に基づきなされるものとします。

第9条（当社からの解約）

1. 当社は、利用者が次の各号の一つに該当し、当社の指定する期間内に解消または是正しない場合、または当社からの通知が利用者に到達しない事を電話またはメール等により確認した場合は、解約できるものとします。
 - ① 支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して利用者が負担する本サービスの料金等の支払がなされない場合
 - ② 利用者に対して支払いの停止、または差押え、仮差押え、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算開始、もしくは民事再生手続開始の申し立てがあった場合
 - ③ 解散の決議をしたとき、または監督官庁から営業の停止もしくは取消の処分を受けた場合
 - ④ 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
 - ⑤ 公租公課の滞納処分を受けた場合

- ⑥ 本サービスの利用が第27条（禁止行為）の各号のいずれかに該当する場合
 - ⑦ 前各号のほかにも本規約に違反した場合
2. 当社は、利用者が利用契約を締結した後になって、以下の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定に関わらず即時解約できるものとします。
- ① 本サービスの申込み及びその他の手続において当社に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - ② 当社の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行い、又は同様の問合せを繰り返し行うことにより当社の業務に支障をきたした場合
 - ③ 当社に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合
 - ④ 本サービス条項に違反し、その程度が軽微でないと当社が判断した場合
 - ⑤ その他当社が不適切であると判断する作為又は不作為による行為を行った場合
 - ⑥ 重大な背信行為または信用を失墜させる行為があった場合
 - ⑦ 利用者が、当社または本サービスの使用を毀損する恐れがある方法で本サービスを利用、またはその恐れがあると当社が判断した場合
 - ⑧ その他本契約を継続しがたい客観的に明らかな事由がある場合
 - ⑨ 利用者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合

第10条（サービス提供の制限・廃止）

1. 当社は、利用者または第三者による本サービス用設備等のシステムに過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為があった場合、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を永続的に廃止することができるものとします。
3. 前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、当社所定の方法によってサービス廃止日の30日前までに利用者に対してその旨を通知するものとします。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
4. 当社は、本条に基づきサービスを廃止した場合、当社は利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第11条（サービス提供の中止）

1. 当社は、当社の責に帰すべからざる事由により本サービスの全部又は一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。
2. 当社は、本サービスの全部又は一部を中止する場合、利用者に対してその旨を通知するものとします。
3. 当社は、本条に基づきサービスの提供を中止した場合、当社は利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第12条（サービス提供の停止）

1. 当社は、利用者が第9条（当社からの解約）の各号のいずれかに該当した場合、利用者に通知することなく直ちに本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。
2. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して事前に通知することによって本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、当社は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
 - ① 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合
 - ② その他、当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
3. 当社は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合、当社は利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第13条（保守等による本サービスの中止）

1. 当社は次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - ① 当社が別途定める、本サービス用設備等保守指定時間の場合
 - ② 当社の本サービス等設備等の保守上または工事上やむを得ない場合
 - ③ 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
 - ④ 利用者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡が取れない場合
 - ⑤ その他当社がやむを得ないと判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、その旨を利用者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該利用者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条（業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部または全部を、利用者の事前の承諾、または利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託することができるものとします。

第15条（利用料金、積算方法等）

利用料金は、別紙1「本サービスの詳細」に定めるとおりとします。

第16条（利用料金の支払い義務等）

1. 利用者は、利用開始日の属する月から解約日の属する月までの期間について、別紙1「本サービスの詳細」に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。ただし、当社から利用者に対し送付する「開始通知書」にて別途課金開始月を定める場合は、課金開始月から起算するものとします。
2. 前項の期間において、第10条（本サービスの制限・廃止）、第26条（本サービス用設備等の障害等）または第13条（保守等による本サービスの中止）の規定により本サービスを一時利用

することができない状態が生じたときであっても、利用者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。

3. 料金等の請求は、導入サービスに関わる初期費用は作業日の属する月の末日に請求を行い、導入後のサービス継続に関する月額費用は当月末より請求を開始します。
4. 利用開始日の属する月または解約日の属する月であっても、利用料金の日割は行わないものとします。
5. 本サービスは一定期間毎にサービス内容を変更する場合があります。利用者が変更後のサービス内容を適用する際、月額料金の変更を伴う場合があります。
6. サービス内容及び月額料金の変更は予告なく行われることはなく、当社からの通知によってのみ実施されます。
7. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。なお、その終了の事由の如何にかかわらず、利用契約終了前に発生した利用者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第17条（利用料金の支払い方法等）

1. 利用者は、別紙1「本サービスの詳細」に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、当社の指定する金融機関口座に対する振込みにて、当社が指定する期日までに支払うものとします。
2. 利用者は当社からの請求日の翌月末日までに、当社の指定する金融機関口座に対する振込にて料金等の支払いを行うことで、本サービスの利用を可能とします。なお支払いに関連して発生する手数料等は利用者の負担とします。
3. 利用者は、本サービスの料金等の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済の日まで支払うべき金額に対して年14.6%の割合の遅延損害金を当社に支払うものとします。
4. 理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、当社は、利用者により一旦支払われた料金等を利用者へ返金しないものとします。
5. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。

第18条（消費税）

本サービスの料金等にかかる消費税については、消費税法に基づき支払うものとします。尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に利用者が当社に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。

第19条（最低契約期間）

1. 本サービスの最低契約期間は、利用開始日の属する月を1ヶ月目として、当該月から起算して12ヶ月目の末日までとします。最低期間満了後は、利用者から第8条に基づく解約の申し出がない限り、同一条件にて12ヶ月間自動更新されるものとし、以後同様とします。
2. 本サービスの最低期間中に、理由の如何によらず、利用契約が終了した場合、本サービス利用者は当社に対して、契約解約金として、利用期間の残月数分の利用料金を当該契約終了日した日に属する月の翌月末日までに支払うものとします。

第20条（契約ID）

1. 利用者は、契約IDを第三者（国内外に問わないものとします。）に貸与、譲渡、または共有しないものとします。
2. 利用者は、契約IDを第三者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。
3. 利用者は、利用者の契約IDにより本サービスが利用されたとき（機器またはネットワークの接続設定により、利用者自身が関与しなくとも契約IDの自動認識がなされ、第三者に利用が可能となっている場合を含みます。）には当該威容行為が利用者自身の行為であるか否かを問わず、利用者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰する事由により契約IDが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
4. 利用者の契約IDを利用して利用者と第三者により同時に、または第三者のみによりなされた本サービスの利用については、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 利用者は、自己の契約IDの管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該利用者の契約IDが第三者に利用されたことによって当該利用者が被る損害については、当該利用者の故意過失の有無に関わらず一切の責任を負いません。

第21条（本サービスの提供時間）

本サービスの提供時間は、24時間365日のサービス提供時間帯とします。

第22条（適用除外）

1. 以下の各号に定める事項については、本サービスの適用から除外され、当社は、その実施について何ら責任を負わないものとします。
以下の①から④のいずれかに起因する障害または故障
 - ① 利用者によりインストールさせてソフトウェアおよびミドルウェア
 - ② 利用者によってなされたOSの設定変更
 - ③ 利用者によって実施されたソフトウェアおよびファームウェアのアップデート
 - ④ 利用者によって実際されたOSのアップデート
2. 本サービスの終了後における対象機器の不具合および利用者の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業

3. 対応機器へのコンピュータウイルスの感染および外部からの不正アクセスに対する防御並びにコンピュータウイルス等に起因して対象機器または利用者の使用するソフトウェアに生じた障害の復旧作業
4. データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、追加および変更並びにこれら関わる支援作業
5. 当社により対象機器の保守部品が入手困難となった場合の対象機器の修理
6. 天災地変、その他の不測の事故若しくは利用者の故意、過失または不正使用により生じた対象機器の障害の復旧作業
7. 対応機器にインストールされた OS 及び基本ソフトウェア以外のソフトウェアに起因して生じた障害の復旧作業
8. 前各号の他、当社が本サービスの対象外と認める作業
9. 本サービスは、対象機器から提供される各機能の完全な適用を保証するものではありません

第 2 3 条（利用者の協力）

1. 本サービスの実施に伴い当社が利用者の事業所内に立ち入る必要がある場合、利用者は、当社の立ち入りを許可すると共に本サービスの実施に必要な適切な広さの作業場所および対象機器の保守に必要な部品等の保管場所を無償で当社に提供するものとします。
2. 利用者は、当社の保守要員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、当社による対象機器の、利用者事業所外への持ち出しを認めるものとします。
3. 利用者は、当社が本サービスを実施する上で利用者の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。
4. 利用者は、バックアップ元機器の設置場所の環境等について、メーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従ってバックアップ元機器を使用するものとします。
5. 利用者は、当社が本サービスを提供するにあたり必要なネットワーク環境の情報、または対象機器に関する情報を当社に提供するものとします。

第 2 4 条（利用者の責任）

利用者は、利用者による本サービスの利用および利用によりなされた一切の行為ならびにその結果について一切の責任を負うものとします。また、次の各号について当社に対していかなる責任も負担させないものとします。

1. 本サービスで使用するデータ、コンテンツ等の管理
2. 利用者によってインストールされたソフトウェアおよびミドルウェアの管理
3. 利用者によってインストールされたソフトウェアおよびミドルウェアのバージョンアップ
4. 利用者によってインストールされたソフトウェアおよびミドルウェア、データ、コンテンツ等のバックアップ
5. 本サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合
6. 本サービスの利用に伴い第三者からクレームを受けた場合
7. 本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合

8. 本サービスの利用に伴い第三者に対してクレームを行う場合
9. 第三者に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、自己の責任と費用をもって当該第三者に対して直接その旨を通知するものとし、その結果の処理解決についても同様とします。
10. 当社は、利用者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとし、

第25条（当社の維持責任）

当社は、当社の本サービス用設備を、本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第26条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービスの提供または利用について障害があったことを知った時は、可能な限り速やかに利用者にその旨を通知するものとし、
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備等に障害が生じたことを知った時は、速やかに本サービス用設備等を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害あることを知った時は、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとし、
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に関わる作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとし、

第27条（禁止行為）

利用者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとし、

1. 当社が特に認めた行為以外の営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
2. 当社もしくは第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為。
3. 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為。
4. 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
5. 本約款、関係法令若しくは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為。
6. 犯罪行為またはそれを誘発若しくは扇動する行為。
7. 本サービスにより利用しうる情報を改竄または消去する行為。
8. 本サービスの申込みに当たって虚偽の事項を記載する行為。
9. 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
10. ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。

- 11.無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを誘導する行為。
- 12.連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為。
- 13.当社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、または他の利用者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為。
- 14.本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の幸甚情報を収集する行為。
- 15.前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- 16.その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適當・不適切と認める行為。

第 28 条（秘密保持）

1. 利用者および当社は、本サービスの提供に関して相手方から知得した情報のうち、書面にて秘密である旨が明示された情報に関しては、秘密を保持するものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。
3. 利用者は、本サービスの提供に関して当社から提供を受けた情報を当社に無断で複製し、また第三者に開示してはならないものとします。
4. 「刑事訴訟法」（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 131 号）及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（平成 11 年 8 月 18 日法律第 137 号）に基づき捜査機関により強制処分が行われた場合、当社は当該処分の範囲内で本条の秘密保持義務を負わないものとします。

第 29 条（個人情報の取扱い等）

1. 利用者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があった時は、当社が利用者の氏名および住所等をその事業者へ、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて同意するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に当たって、別紙 2「本サービスの全てまたは一部で取得する情報」に例示する情報およびその他利用者から取得した情報の取扱いについては、当社がホームページに定めるプライバシーポリシー（個人情報保護更新）(<https://www.userside.co.jp/privacy/>)に従い取扱います。
3. 当社は、利用者に対して本サービスもしくは当社および当社が本サービスに関して提携している企業からのキャンペーン等に関するご案内のメールを配信する場合があります。当該メール配信を希望しない場合には、利用者はその旨を当社に通知するものとします。

第 30 条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて当社が利用者に提供する一切の提供物（本規約、各種ソフトウェア、各種マニュアル、ホームページ等を含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または当社に使用を許諾した現権利者に帰属します。
2. 利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

- ① 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- ② 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
- ③ その他、当社が不相当と認める態様にて利用しないこと。

第31条（損害賠償責任）

1. 利用者は、当社の本利用規約違反による損害を被った場合に限り、利用者が損害を被った対象機器について支払った本サービスの月額利用料金相当額を上限として、現実には生じた通常の直接損害について賠償請求できるものとします。なお、利用者が本条項により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から6ヶ月分のサービス利用料に限られるものとします。
2. 前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、若しくは、本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、利用者の故意又は過失により発生した場合も含む。）利用者又は第三者の損害および権利侵害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではないものとします。
3. 利用者の本契約違反、不正行為または利用者の責に帰すべき事由により、当社に損害を与える事態となった場合は、当社は利用者に対し損害賠償を請求できるものとします。
4. 当社は、利用者の本サービスの利用に関連して、利用者と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については一切その責任を負わないものとします。

第32条（免責規定）

1. 以下各号については本サービスの適用外とし、当社は債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。
 - ① 本サービスで当社が提供する以外の利用者の環境に障害が発生した場合の障害復旧
 - ② 天災地変、戦争・騒乱、暴動、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、もしくは利用者の故意、過失または不適正な使用によって利用者の環境に障害が発生した場合の障害復旧
 - ③ 利用者による当社へ無断で実施した設定変更に起因する障害復旧
 - ④ 利用者設備の障害又は本サービスの利用に必要な電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合等利用者の接続環境の障害
 - ⑤ 利用者のハードウェアに起因して発生した損害
 - ⑥ 電気通信事業者の提供する電気通信役務の性能に起因する損害
 - ⑦ 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - ⑧ 当社または当社の仕入先が定める手順・セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - ⑨ ソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
 - ⑩ 電気通信事業者の提供する電気通信役務の制約や不具合に起因して発生した損害

⑪ その他当社の責に帰すべからざる事由

⑫ 前各号の他、当社が定める本サービスの範囲外と判断する事項

2. 当社は、利用者が提供する内容の誤りによって本サービスの実施遅滞、本サービスの契約不適合責任等が発生した場合、当社は何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は、利用者からの問い合わせを遅延無く受付けることを保証するものではありません。
4. 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または快活方法の説明を保証するものではありません。
5. 利用者が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
6. 当社は、第10条（本サービスの制限・廃止）、第26条（本サービス用設備等の障害等）または第14条（保守等による本サービスの中止）の規定による本サービスの一時中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる利用者の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第33条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、利用者と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。

第34条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 利用者は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。
 - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団官営企業、総会屋等、社会的運動党標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、および過去5年以内に反社会的勢力であったこと。
 - ② 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
 - ⑥ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 利用者は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
 - ① 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと

- ② 自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと
 - (ア) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
 - (イ) 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
 - (ウ) 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
 - (エ) 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること
- 4. 当社は、利用者が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、当社は利用者に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとし、かつ、当社は本条の解除によっても、利用者に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

第35条（権利義務の譲渡等）

利用者は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第36条（設備の設置・維持管理および接続）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により利用者機器を取得し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、利用者機器を本サービスに接続するものとします。
3. 当社は、利用者が前各項の規定に従い取得、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第37条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法に準拠するものとします。

第38条（協議）

利用者および当社は、本サービス規約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第39条（合意管轄）

利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

ユーザーサイド株式会社

2024年4月1日 制定